

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

療育手帳の交付判定において
ABIT-CV を利用する際の留意事項

研究分担者 村山 恭朗 金沢大学 人間社会研究域 人文学系
伊藤 大幸 お茶の水女子大学 基幹研究院 人間科学系
高柳 伸哉 愛知教育大学 心理講座
浜田 恵 中京大学 心理学部
明翫 光宜 中京大学 心理学部
山根 隆宏 神戸大学 人間発達環境学研究科

【研究要旨】

本稿では、療育手帳の交付判定において、本研究班が開発した知的機能および適応行動を評価する標準化検査である ABIT-CV（Adaptive Behavior and Intelligence Test – Clinical Version）を使用する際の留意事項について整理した。

具体的には、1. ABIT-CV を実施する前には、必ず実施マニュアルを熟読し、検査の目的や方法について十分に理解したうえで実施すべきである。2. 発話や言語能力に制限がある児者に対しては、視覚系課題のみを用いて知的機能の評価することが推奨される。視覚系課題は、言語的な応答を伴わない指さし等によって反応可能であり、検査者と被検査者との言語的コミュニケーションに大きく依存しない評価が可能である。3. ABIT-CV の利用目的は、あくまで療育手帳の交付判定（知的発達症の有無の判断）に限定されるべきである。また、検査項目を外部機関等の開示しないことが強く推奨される。検査精度の維持および検査内容の不適切な利用を防ぐ観点からも、この点は特に重要である。4. ABIT-CV（知的機能および適応行動評価）の対象年齢は2歳以上とするのが適当である。やむを得ず1歳代の子どもに実施する場合には、適応行動評価パートの結果に基づいて「暫定的な判定」を行うことが妥当である。5. 療育手帳の重症度（障害等級）の確定的な判定は、4歳以上で実施することが適当である。やむを得ず4歳未満の児に対して重症度の評価を行う場合には、適応行動評価パートの結果に基づいた「暫定的判定」とすることが望ましい。

以上の留意事項を踏まえ、療育手帳の交付判定においては、標準化された検査ツールとして ABIT-CV を活用することが推奨される。

A. 研究目的

療育手帳制度は、知的発達症（Disorders of Intellectual Development、すなわち知的障害）を有する児者の福祉の増進を目的として、昭和 48 年（1973 年）に厚生省発児第 156 号（厚生事務次官通知）に基づいて創設され、現在に至るまで運用されている。本制度の運用一すなわち、療育手帳の判定方法、交付基準、障害等級の種類およびその認定基準などは、各都道府県および指定都市の裁量に委ねられており、そのため、自治体ごとに運用基準には顕著なばらつきが見られる。加えて、知的発達症の診断基準に合致しない児者に対して療育手帳が交付されるといった、制度本来の目的と整合しない事例も報告されている（村山・浜田, 2022 など）。こうした現状を踏まえると、療育手帳制度の運用に関する統一的な基準の整備は、喫緊の課題であるといえる。

このような制度運用の統一を図る一助として、本研究班では、療育手帳の交付判定を目的とし、知的機能および適応行動を簡便に評価できるノルムが設定された標準化検査、Adaptive Behavior and Intelligence Test – Clinical Version (ABIT-CV) の開発を行った（詳細は、令和 6 年度報告書『療育手帳の交付判定のための知的機能／適応行動の評価尺度 Adaptive Behavior and Intelligence Test – Clinical Version の開発』を参照）。本稿では、今後の ABIT-CV の実装を見据え、療育手帳の交付判定において ABIT-CV を活用する際の留意事項を整理することを目的とする。

B. ABIT-CV を利用する際の留意事項

1. ABIT-CV 実施マニュアル

ABIT-CV の開発および標準化と並行して、研究班ではその実施マニュアルの整備も進めている。令和 5 年度に全国 7 か所で開催した ABIT-CV の説明会（詳細は、令和 5 年度研究分担報告書『ABIT-CV の社会実装に向けた取組みー児童相談所等療

育手帳の判定交付機関の職員等を対象とした ABIT-CV に関する説明会における事後アンケート調査ー』（村山他, 2024）を参照）では、参加者に対して実施マニュアルを配布した（ただし、検査内容の漏洩を防ぐため、マニュアルは回収資料として配布された）。

また、ABIT-CV では、被検査児者の年齢に応じて実施すべき下位尺度が異なっている。そのため、対象年齢に合致しない下位検査を実施した場合、正確な知的機能水準を推定することはできない。したがって、療育手帳の交付判定において ABIT-CV を用いる際には、必ず実施マニュアルを熟読し、年齢に応じた適切な手順に則って検査を実施することが強く推奨される。

なお、ABIT-CV は、知的機能および適応行動を簡便かつ短時間で評価できることを目的として開発されている。開発段階の調査では、知的機能評価パートの所要時間は約 20～30 分、適応行動評価パートは約 20 分であり、いずれも比較的短時間での実施が可能である。また、当該調査では、公認心理師資格の取得を目指す大学院生や、実務経験の浅い公認心理師／臨床心理士が主に ABIT-CV の実施を担っていた。これらの点からも、ABIT-CV は当初の開発目的に沿った、簡便かつ効率的に実施可能な検査であるといえる。

2. 知的機能評価パート（視覚系課題）について

療育手帳の交付判定においては、過剰な不安や緊張といった心理的要因により発話が制限される幼児・児童や、日本語スキルが十分でない外国籍の児者が、既存の知能検査に適応できないケースが報告されている（村山他, 2024）。こうした状況を踏まえ、研究班では、ABIT-CV の知的機能評価パートにおいて、視覚系課題のみによって知的機能の水準を推定できるサブカテゴリを追加した。

視覚系課題では、被検査児者は指さしなどの非言語的な方法で回答することができるため、検査

結果は検査者と被検査児者とのコミュニケーションの質に大きく依存しない。したがって、前述のような発話や言語能力に制限がある児者に対しては、視覚系課題のみの実施によって知的機能の評価することが推奨される。

一方で、ABIT-CV 知的機能評価パート（全下位尺度実施時）と比較すると、視覚系課題に基づく結果（標準得点）の知的障害に対する鑑別精度は相対的に劣る（伊藤他，2025；令和6年度報告書『療育手帳の交付判定のための知的機能／適応行動の評価尺度 Adaptive Behavior and Intelligence Test – Clinical Version の開発』を参照）。このため、ABIT-CV を実施するにあたっては、申請児者の日本語能力や、円滑な会話を可能にする心理的安定性などを事前に適切にアセスメントしたうえで、全体版と視覚系課題版のいずれを実施するかを慎重に判断する必要がある。

3. 療育手帳の交付判定のみの利用

本研究班の報告書および本稿においても繰り返し述べているとおり、ABIT-CV は「療育手帳の交付判定での利用」を目的として開発された検査である。この目的に沿い、ABIT-CV は知的機能および適応行動の評価に特化しており、各検査項目の難易度も比較的低く設定されている（伊藤他，2025）。

また、ウェクスラー式知能検査などの既存の知能検査は広く市販されており、療育手帳の申請前に他機関でこれらの検査が実施されている場合、判定に影響を与える可能性（いわゆる練習効果）がある。さらに、判定時に別の検査を追加で実施することによる業務負担の増大も課題とされている（村山・浜田，2021）。

こうした検査精度の低下や業務負担の増加といった問題を回避するためにも、ABIT-CV の利用は療育手帳の交付判定（知的発達症の有無の判定）に限定すること、および ABIT-CV の検査項目を

外部機関等に開示しないことが強く推奨される。

4. ABIT-CV の適用年齢

《交付判定について》

ABIT-CV の開発・標準化に関する研究では、被検査児が1歳代の場合には、知的機能評価パート（で得られる結果）は知的発達症の鑑別としての有効性を示さないことが報告されている（伊藤他，2025）。この結果を踏まえ、ABIT-CV（知的機能および適応行動評価）の適用年齢は2歳以上とするのが妥当であると考えられる。

なお、この点は ABIT-CV に特有の限界というよりも、知能検査全般の限界として理解すべきである。実際、主要な知能検査における適用年齢も以下のとおり、いずれも2歳以降に設定されている。

- ・ WPPSI（Wechsler Preschool and Primary Scale of Intelligence）：2歳6か月～
- ・ 田中ビネー知能検査：2歳0か月～
- ・ KABC-II（Kaufman Assessment Battery for Children, Second Edition）：2歳6か月～

一方で、一部の自治体では、知的発達症との併存が強く疑われる障害（例：先天性の染色体異常や脳性まひ等）を有する場合、1歳代でも療育手帳の交付を行っている現状がある。そのため、療育手帳の交付開始年齢に関する制度的判断は今後の行政的検討課題である。ただし、現時点では、（療育手帳の交付が必要と見なされる）1歳代の申請児に対しては、ABIT-CV の適応行動評価パートの結果に基づいて暫定的な判定を行うことが適切である。

《重症度の判定について》

開発段階の研究では、対象が4歳未満の場合、重症度（障害等級）の確定的な判定は困難である

ことが示されている(伊藤他, 2025)。したがって、重症度に関する確定的な判定は4歳以上で行うべきであり、4歳未満での重症度評価は適応行動評価パートの結果に基づく「暫定的判定」とすることが望ましい。

この基準は、国際的な診断基準とも整合的である。たとえば、ICD-11 (World Health Organization, 2025) では、4歳未満の子どもについては、知的発達症は「暫定診断 (Provisional)」とし、「知的発達症」ではなく「全般的発達遅延 (Global Developmental Delay)」とすることが明示されている。また、知的機能の評価が適切に実施できない場合についても、同様に「暫定診断 (Provisional)」として扱うべきことが記載されている。

さらに、DSM-5-TR (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition Text Revision; American Psychiatric Association, 2022) でも、5歳未満の児童において重症度が妥当に評価できない場合は、「全般的発達遅延」として診断し、後の再評価を必要とすることが記されている。

このように、国際的に認められている精神医学的基準に照らしても、ABIT-CV を用いた療育手帳の交付および重症度の確定的判定は、4歳以降に実施されることが学術的にも妥当といえる。

C. 結論

結論として、以下に ABIT-CV を療育手帳の交付判定で利用する際の留意事項をまとめる。

1. ABIT-CV を実施する前には、必ず実施マニュアルを熟読し、検査の目的や方法について十分に理解したうえで実施すること。
2. 発話や言語能力に制限がある児者に対しては、視覚系課題のみを用いて知的機能の評価することが推奨される。

視覚系課題は、言語的な応答を伴わない指さし等によって反応可能であり、検査者と被検査者との言語的コミュニケーションに大きく依存しない評価が可能である。

3. ABIT-CV の利用目的は、あくまで療育手帳の交付判定（知的発達症の有無の判断）に限定されるべきである。

また、検査項目を外部機関等に関示しないことが強く推奨される。

検査精度の維持および検査内容の不適切な利用を防ぐ観点からも、この点は特に重要である。

4. ABIT-CV (知的機能および適応行動評価) の対象年齢は2歳以上とするのが適当である。

やむを得ず1歳代の子どもに実施する場合には、適応行動評価パートの結果に基づいて「暫定的な判定」を行うことが妥当である。

5. 療育手帳の重症度（障害等級）の確定的な判定は、4歳以上で実施することが適当である。

やむを得ず4歳未満の児に対して重症度の評価を行う場合には、適応行動評価パートの結果に基づいた「暫定的判定」とすることが望ましい。

文献

American Psychiatric Association, ed. (2022). *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition, Text Revision* (DSM-5-TR). Washington, DC, USA: American Psychiatric Publishing.

伊藤 大幸・村山恭朗・浜田恵・高柳伸哉・山根隆宏・明翫光宣. (2025). 療育手帳の交付判定のための知的機能／適応行動の評価尺度

Adaptive Behavior and Intelligence Test -

Clinical Version の開発. 令和 6 年度 令和 2 年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業 療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究 分担報告書.

3. その他
なし

村山 恭朗・浜田 恵 (2021). 児童相談所および知的障害者更生相談所を対象とした療育手帳の交付判定方法に関する研究. 令和 2 年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業 療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに

児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究 分担報告書.

村山恭朗・小林真理子・高柳伸哉. (2024).

ABIT-CV の社会実装に向けた取組み－児童相談所等療育手帳の判定交付機関の職員等を対象とした ABIT-CV に関する説明会における事後アンケート調査－. 令和 5 年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業 療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究 分担報告書.

World Health Organization. (2022). *ICD-11: International classification of diseases (11th revision)*.

D. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

E. 知的財産権の出願・登録情報

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし